

公立大学法人三重県立看護大学役員退職手当規程

平成21年4月1日
規程第39号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人三重県立看護大学の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）が退職（死亡及び解任の場合を含む。以下同じ。）した場合の退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、役員としての在職期間1ヶ月につき、退職した日におけるその者の基本報酬月額に100分の12.5の割合を乗じて得た金額とする。

2 前項に規定する退職手当の額については、三重県公立大学法人評価委員会（三重県公立大学法人評価委員会条例（平成20年三重県条例第40号）により設置されたものをいう。）が行う業績評価、業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、その者の業務実績に応じこれを増額し、又は減額した額とすることができる。

3 教員（公立大学法人三重県立看護大学就業規則第2条第2項に規定する教員をいう。）を兼務する常勤の理事の退職手当は、前2項の規定にかかわらず公立大学法人三重県立看護大学職員退職手当規程（以下「職員退職手当規程」という。）によるものとする。

(在職期間の計算)

第3条 役員としての在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは1月と計算する。

(職員から引き続いて役員となる場合の特例)

第4条 職員が、役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合における第2条第1項にいう役員としての引き続いた在職期間には、その者の職員としての在職期間を含むものとする。

2 前項の規定に該当する役員が退職し又は解任され、かつ、引き続いて職員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

3 第1項の規定に該当する役員のうち、前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、第2条第1項の規定にかかわらず、当該退職した日における基本報酬月額に、第1項の役員としての在職期間を職員退職手当規程の規定による在職期間とみなして同規程を準用して得られる支給割合を乗じて得た額とする。

(三重県職員として在職した後引き続いて役員となった者に対する退職手当に係る特例)

第5条 役員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて三重県職員（三重県職員退職手当支給条例（昭和29年三重県条例第61号。以下「退職手当条例」という。）第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ引き続き三重県職員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 三重県職員が、三重県知事（以下「知事」という。）の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職をし、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の三重県職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて三重県職員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて三重県職員となった場合においては、別に定める場合を除き、この規程による退職手当は、支給しない。

4 第2項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該退職の日に三重県職員に復帰し三重県職員として退職したと仮定した場合の、第2項の役員としての在職期間（三重県

職員として引き続いた在職期間を含む。)を退職手当条例第7条に規定する勤続期間とみなし同条例の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、当該退職の日における給料月額については、当該役員が役員となるため三重県職員を退職した日における三重県職員としての給料の月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定める。

(再任等の場合の取扱い)

第6条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときの在職期間については引き継がないものとし、それぞれの任期ごとに退職手当を支給するものとする。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、前2条に規定する役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職に任命されたときは、在職期間を引き継ぐものとし、この規程による退職手当は支給しない。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(退職手当の支給制限)

第7条 退職手当は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第17条第2項第2号の規定により解任された役員には支給しない。

2 前項の規定は、第4条又は第5条の規定が適用される役員については適用しない。

(退職手当の支給)

第8条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

(退職手当の返納等の取扱い)

第9条 退職手当の返納等については、職員退職手当規程第23条から第25条までの規定を準用する。

(遺族の範囲及び順位等)

第10条 第8条に規定する遺族の範囲及びこれらの者が退職手当を受ける順位等については、職員退職手当規程第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(端数の処理)

第11条 この規程の定めるところにより算出した退職手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、役員の退職手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。